

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度定期監査を実施しましたので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 杉本 延博

平成25年度 定期監査等結果報告書（第3次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税 務 課	平成25年11月26日～11月29日	平成25年12月24日
人 事 課	平成25年12月12日～12月16日	平成26年 1月21日
総 務 課	平成25年12月17日～12月20日	平成26年 1月21日
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	平成25年12月25日～12月26日	平成26年 1月22日
収 税 課	平成26年 1月 8日～ 1月10日	平成26年 1月23日
議 会 事 務 局	平成26年 1月14日～ 1月15日	平成26年 1月23日
出 納 室	平成26年 1月16日～ 1月17日	平成26年 1月27日
行 革 財 政 課	平成26年 1月 6日～ 1月 7日	平成26年 1月27日

2. 監査の対象事項

平成24年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 杉本 延博

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めるものや意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【税務課】

予算執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 業務委託契約書について、別添の基準仕様書に「本契約は…、単価契約（税抜き）とする。」と表記されているが、本契約書に単価を明記したものは綴じられておらず、契約書の契約金額も契約期間の総額となっている。（支出負担行為決議書兼契約締結伺に単価を明記したものが添付されている。）

・業務委託契約書（平成25年度向け住民税パンチデータ作成委託業務） 661,290円

② 随意契約に伴う見積合わせにより最低見積額を提示した業者から請書が徴され、契約締結が行われているが、請書の契約金額が最低見積額（支出負担行為決議書兼契約締結伺の金額）と相違している。

・物品供給請書（軽自動車税納税通知書・納付書） 114,800円

【総務課】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 随意契約に伴い4業者から見積書を徴取し（1者は辞退）見積録が作成されているが、見積書が添付されていない。なお、担当者によると、支出負担行為伺書から契約締結伺までの一件書類を紛失し、監査で提示したものは再発行したものだということである。

・見積録 平成24年度パソコン等の共同調達物品の賃貸借契約

② 回線サービス利用契約書について、支出負担行為決議書兼契約締結伺には<5ヶ年の長期継続契約（地自法234条の3）>と表記されているが、御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に規定されている条件付解除条項が契約書に明記されていない。（添付の約款にも記載無し）

・回線サービス利用契約書 月額122,430円 【平成23年度契約締結】

(2) 補助金について

① 御所市自主防災組織設立支援補助金について、実績報告書の提出日が領収書の領収日より前の日付となっている。添付書類の空白部分に「領収書未」と鉛筆書きされているため、実績報告書提出時に領収書は添付されず、後日提出されたと思われる。なお、領収日が翌年度の日付（平成25年4月2日）となっており、会計年度独立の原則を逸脱している。

・御所市自主防災組織設立支援補助金実績報告書（多田地区）